

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の三第二項に基づき、下記の通り公表いたします。**

令和 4年度分

○対象事業場：琉球セメント(株)屋部工場 沖縄県名護市字安和1008番地

1. 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量:

単位 (t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	237												237
廃プラスチック類	261												261
紙くず	44												44
木くず	417												417
ガラス陶磁器くず <sup>※</sup>	120												120

※「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の略称

2. 燃焼ガスおよび排ガスの測定状況:

(1)測定位置: 燃焼ガス温度を除く測定位置はセメント焼成炉出口煙道(測定位置の詳細については事業場で閲覧可)

(2)測定結果:

採取日	判明日	測定値												
		燃焼ガス温度 (°C) <sup>※</sup>				一酸化炭素 <sup>※</sup> (ppm)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	硫黄酸化物 (m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)	ばいじん (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	窒素酸化物 (ppm)			
		燃焼室		集塵機										
最低	最高	最低	最高											

※燃焼ガス温度および一酸化炭素の測定値判明日は採取日によるもの

【基準値】

- ①ダイオキシン類 : 0.1 ng-TEQ/m<sup>3</sup><sub>N</sub> 以下
- ②硫黄酸化物 : 360 m<sup>3</sup><sub>N</sub>/h 以下
- ③ばいじん : 0.1 g/m<sup>3</sup><sub>N</sub> 以下
- ④塩化水素 : 700 mg/m<sup>3</sup><sub>N</sub> 以下
- ⑤窒素酸化物 : 480 ppm 以下

3. ばいじんの除去を行った日: 集塵機で収集されたばいじんはすぐに原料粉砕機へ送られセメント原料となる

○その他の維持管理情報につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

琉球セメント株式会社 屋部工場 総務部  
TEL : 0980-53-8311